

新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書類

1. 新旧対照表

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 福祉・介護・医療等についての情報提供、調査及び相談支援事業</p> <p>② 家事や身の回りの生活支援事業</p> <p>③ 入・退院、通院等に関する生活支援事業</p> <p>④ 高齢者見守り事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 福祉・介護・医療等についての情報提供、調査及び相談支援事業</p> <p>② 家事や身の回りの生活支援事業</p> <p>③ 入・退院、通院等に関する生活支援事業</p> <p>④ 高齢者見守り事業</p> <p>⑤ <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業</u></p> <p>⑥ <u>介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u></p> <p>⑦ <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p>⑧ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</u></p> <p>⑨ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</u></p> <p>⑩ <u>児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</u></p> <p>(2) <u>その他の事業</u></p> <p>① <u>飲食店の経営</u></p> <p>② <u>弁当・惣菜などの調理食品の製造及び販売</u></p> <p>③ <u>食料品、調味料、嗜好品、飲料などの製造、輸入、仕入れ、加工及び販売</u></p> <p>2 <u>前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものと</u></p>

<p>し、利益を生じた場合は、<u>同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</u></p> <p>第6条～第39条 省略</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第40条 この法人の資産は、これを分けて<u>特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。</u></p> <p>以降、条数繰り下げ</p> <p>第41条～第42条 省略</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第43条 この法人の会計は、これを分けて<u>特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。</u></p> <p>以降、条数繰り下げ</p> <p>第44条～第47条 省略</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(細則)</p> <p>第56条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 省略</p>	<p>し、利益を生じた場合は、<u>同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</u></p> <p>第6条～第39条 省略</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第40条 この法人の資産は、これを分けて<u>特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。</u></p> <p>以降、条数繰り下げ</p> <p>第41条～第42条 省略</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第43条 この法人の会計は、これを分けて<u>特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。</u></p> <p>以降、条数繰り下げ</p> <p>第44条～第47条 省略</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第49条～第55条 省略</p> <p>(細則)</p> <p>第56条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 省略</p>
---	---

<p>4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。</p>	<p>4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。</p>
<p>5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。</p>	<p>5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。</p>
<p>6 省略</p>	<p>6 省略</p>

2. 定款変更の理由

就労継続支援事業B型事業の運営を行い障害者に対し就労の機会を提供するため、新たに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」及び「飲食店の経営」を事業目的に追加する。それに伴い、飲食店の事業経営を図るため、「弁当・惣菜などの調理食品の製造及び販売」並びに「食料品、調味料、嗜好品、飲料などの製造、輸入、仕入れ、加工及び販売」を事業目的に追加する。

また、今後、障害・介護の事業所指定を取るため、「介護保険法に基づく居宅サービス事業」「介護保険法に基づく介護予防サービス事業」「介護保険法に基づく居宅介護支援事業」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」を追加し、事業の拡大を図る。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人六花という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県北葛城郡上牧町大字上牧537番地10に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者に対して、毎日の生活をより快適に、安心して暮らすために、生活上・健康面での相談や支援事業、家族の安否を確認する見守り支援事業を行い、一人ひとりの身近に寄りそった福祉サービス事業を展開することで、保健や医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 福祉・介護・医療等についての情報提供、調査及び相談支援事業
 - ② 家事や身の回りの生活支援事業
 - ③ 入・退院、通院等に関する生活支援事業
 - ④ 高齢者見守り事業
 - ⑤ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ⑥ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ⑦ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
 - ⑩ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(2)その他の事業

- ① 飲食店の経営
 - ② 弁当・惣菜などの調理食品の製造及び販売
 - ③ 食料品、調味料、嗜好品、飲料などの製造、輸入、仕入れ、加工及び販売
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 石田カ
理事 山田和子
同 山内春香
監事 佐々木利一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 0円
 - (2) 年会費 0円

附 則

この定款は、平成30年8月15日から施行する。

令和6年度事業計画書

令和6年 4月 1日から令和7年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 六花

1 事業実施の方針

福祉サービス（自費介護サービス）を展開する。介護保険法では対応できない介護を必要とする方に対し、介護サービスを提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
①福祉・介護・医療等についての情報提供、調査及び相談支援事業	福祉・介護・医療等についての情報提供、調査及び相談支援	通年	事務所	職員 4名	地域住民	0
②家事や身の回りの生活支援事業	買い物支援、食事の配膳や調理手伝い、室内清掃など	随時	利用者宅	職員 5名	地域住民	0
③入・退院、通院等に関する生活支援事業	入・退院、通院等における同行支援	随時	利用者宅 病院	職員 4名	地域住民	0
④高齢者見守り事業	高齢者の見守り支援	通年	地域	職員 10名	地域住民	0
⑤介護保険法に基づく居宅サービス事業	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
⑥介護保険法に基づく介護予防サービス事業	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
⑦介護保険法に基づく居宅介護支援事業	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型の運営 就労先として喫茶店の運営	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
⑩児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
①飲食店の経営	就労継続支援 B 型の就労先として喫茶店の運営	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
②弁当・惣菜などの調理食品の製造および販売	喫茶店でのお弁当等の販売	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
③食料品、調味料、嗜好品、飲料などの製造、輸入、仕入れ、加工および販売	食料品、調味料、嗜好品、飲料などの製造、輸入、仕入れ、加工および販売	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型の運営 就労先として喫茶店の運営	通年	事業所	職員 4名	県民	23,007
⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
⑩児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)
①飲食店の経営	就労継続支援B型の就労先として喫茶店の運営	通年	喫茶店	職員 3名	4,850
②弁当・惣菜などの調理食品の製造および販売	喫茶店でのお弁当等の販売	通年	喫茶店	職員 3名	0
③食料品、調味料、嗜好品、飲料などの製造、輸入、仕入れ、加工および販売	食料品、調味料、嗜好品、飲料などの製造、輸入、仕入れ、加工および販売	通年	喫茶店	職員 3名	5,372

令和6年度 活動予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人六花
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
福祉事業活動収益	0		0
生産活動事業収益	0		0
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	0	0	0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
賞与			0
福利厚生費	0		0
工賃	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
家賃	0		0
水道光熱費	0		0
雑費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	0	0	0
事業費計	0	0	0
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			▲ 277,368
次期繰越正味財産額			▲ 277,368

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人六花
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
福祉事業活動収益	16,445,818		16,445,818
生産活動事業収益		12,119,400	12,119,400
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	16,445,818	12,119,400	28,565,218
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	12,012,000	2,772,000	14,784,000
法定福利費	2,288,000	528,000	2,816,000
賞与	0		0
福利厚生費	0		0
工賃	2,777,000	0	2,777,000
人件費計	17,077,000	3,300,000	20,377,000
(2) その他経費			
家賃	3,300,000		3,300,000
食料等仕入れ		5,372,820	
水道光熱費	650,000	1,000,000	1,650,000
雑費	1,650,000	550,000	2,200,000
減価償却費	0		0
支払利息	330,000		330,000
その他経費計	5,930,000	6,922,820	12,852,820
事業費計	23,007,000	10,222,820	33,229,820
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	23,007,000	10,222,820	33,229,820
当期経常増減額	▲ 6,561,182	1,896,580	▲ 4,664,602
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	1,896,580	▲ 1,896,580	0
当期正味財産増減額	▲ 4,664,602	0	▲ 4,664,602
前期繰越正味財産額			▲ 277,368
次期繰越正味財産額			▲ 4,941,970